

都南地域の排出事業者の皆様へ

資源化可能な事業系古紙類の搬入規制が始まります！

令和5年4月1日より開始

※このチラシも使い終わったら古紙に出してください。

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターで
搬入が規制される事業系古紙類

OA紙



機密文書とシュレッダー紙は規制の対象外！

雑がみ



【雑がみ一例】

- ・厚紙
- ・封筒
(窓は切り取ること)
- ・菓子箱
- ・紙ファイル
(留め具は外すこと)
- ・ロールの芯
- ・カレンダー
(金属部分は取ること)
- ・6缶パック包装
- ・ティッシュ箱
(ビニールを取ること)

新 聞

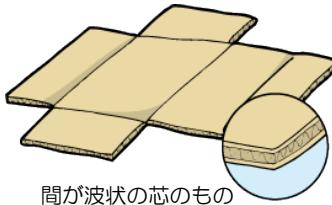


雑 誌



カタログやパンフレット
(会社案内)を含む

段ボール



油等で汚れたものに限り、持ち込み可能！※

※以下の資源化できない紙類（禁忌品）は、これまでどおり可燃物として盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターに持ち込むことができます。

汚れた（濡れた）紙、匂いのついた紙、圧着はがき、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、粘着物が付着した封筒、シール、防水加工された紙、印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、金銀などの金属が箔押しされた紙、捺染紙等



可燃物に古紙が混ざらないよう分別を徹底してください。
※禁忌品は除く



事業者の皆様は、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターへの古紙類の搬入ができなくなります。

資源回収業者の所在地は裏面を参照



資源化可能な事業系古紙類はしっかり分別して
資源回収業者または収集運搬許可業者へ引き渡しましょう



資源回収業者へ持ち込めば無償で引き渡すことが出来ます！

例えば、100kgの古紙を盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターに搬入すると、1,050円(10kgまでごとに105円)の手数料がかかる計算になりますが、資源回収業者へ引き渡すことでコスト削減が見込めます。量によっては買い取りしてくれます。

1	業者名：株式会社丸久商店 住 所：盛岡市新庄町1-1 TEL：019-624-4067

2	業者名：アリス株式会社 住 所：盛岡市神子田町21-15 TEL：019-624-1136

3	業者名：岩手中央リサイクルセンター 住 所：盛岡市みたけ三丁目4-37 TEL：019-648-0020

4	業者名：有限会社ホヤマ資源 住 所：盛岡市南青山町2-21 TEL：019-647-2052

5	業者名：株式会社佐藤英夫商店 住 所：盛岡市三本柳23地割104-1 TEL：019-638-8910

6	業者名：株式会社高良（盛岡営業所、盛岡南営業所） 住 所：滝沢市高屋敷平11-38、紫波郡矢巾町大字広宮沢3-401 TEL：019-684-6120、019-698-3330

7	業者名：有限会社ヨウキサービス 住 所：紫波郡矢巾町大字広宮沢2-76 TEL：019-697-4187

資源回収業者ごとに出し方が異なるので、必ず事前に電話で確認してください！

掲示の業者のほか、出張回収のみ行っている業者もあります。詳しくは以下から確認してください。

資源回収業者の一覧はこちら▶

もしくは
「盛岡市 事業系一般廃棄物」で検索！



※1. 所在地（地域）順に掲載しています。

※2. 掲載許可をいただいた業者のみ掲載しています。